

委員会提出議案第3号

35人以下学級の早期完全実現を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和2年6月19日 提出

提出者 文教厚生委員会

委員長 小西政宏

35人以下学級の早期完全実現を求める意見書

現在義務教育現場では、家庭における学習環境からくる学習力の格差への対応、また、GIGA スクール構想の速やかな効果発現など、複雑多様化する教育ニーズに応えるべく弛まぬ創意工夫、努力が続けられている。

このようななか、平成23年に公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律において、小学校1年生35人学級、2年生以上40人学級とし、以降順次改正することを検討し財源確保に努めることが附則に明記されましたが、平成24年度に法改正ではなく加配により小学校2年生を35人学級に改めて以降、見直されることなく今に至っている。

一方、和歌山県においては、小学校1・2年生は35人学級、3年生以降が38人学級、中学生については35人学級となっており、独自の加配措置が執られるなど一定の配慮がみられるものの、教育現場では児童数の減少により36人から38人の単学級クラスが相当数存在し、担任一人では学習面や生徒指導面でのきめ細やかな指導が困難な状況にあることに加え、特別支援学級児童との交流の時間には40人を超えての多人数になり、適切な教育環境とは言い難い状況である。さらに、小学校1・2年生では2クラス編制であったものが3年生から1クラスになる場合もあり、子ども達や保護者に不安や混乱を生じさせることもある。

義務教育課程における少人数学級の実現は、次代を担う子ども達の健やかな発達に向けより適切な教育環境の獲得、教諭をはじめ教育関係職員の働き方改革、さらには現在のコロナ禍に見る感染症への迅速な対応において、新しい生活様式に対応した三密防止や多くの制限下での学習の保障の観点からも早急に取り組むべき課題である。

よって、これら実情をお汲み取りいただき義務教育課程全学年における35人以下学級の実現を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日
橋本市議会

(提出先) 文部科学大臣、和歌山県知事